

証券コード 3688

2022年3月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
株式会社CARTA HOLDINGS
代表取締役会長 宇佐美 進典

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの状況に鑑み、株主の皆様を最優先とし、株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等によって事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日の健康状態に関わらず、ご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。株主総会の模様は、株主の皆様へインターネットによるライブ配信を実施させていただきます（詳細は5頁に記載）。

また、例年株主総会終了後に実施しておりました会社説明会につきましても、開催を見合わせることにしましたので、あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）で議決権を行使される場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月25日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等で議決権を行使される場合]

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（4頁）をご参照のうえ、2022年3月25日（金曜日）午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月26日（土曜日）午前10時（開場時刻 午前9時20分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号
渋谷ソラスタ15階 当社会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第23期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://cartaholdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://cartaholdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月26日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時20分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月25日（金曜日）
午後6時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月25日（金曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・3号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

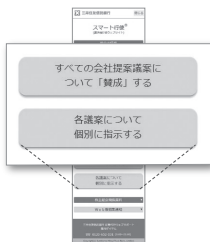
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

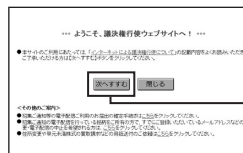
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

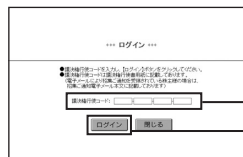
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会オンライン参加・事前質問の方法について

本総会は、Zoom Video Webinarを利用したライブ配信を実施し、株主の皆様にはオンラインで参加していただけます。ただし、本総会当日に議決権行使を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面又はインターネット等により、事前に議決権行使をお願いいたします。

また、オンラインで参加される株主様は、会社法上の出席株主に認められる質問（同法第314条）を行うことや動議を提出すること（同法第304条等）はできませんので、あらかじめご了承ください。

上記を御了承いただき、オンライン参加をご希望の株主様は、以下ご確認のうえご利用ください。

1. オンラインでの参加方法

下記ログインページよりパスワードをご入力ください。

ログインページ：<https://us02web.zoom.us/j/81938044080>

<パスワード> Carta0326



2. 事前質問受付について

下記お問い合わせページより質問を受け付けております。下記の注意事項をご確認のうえ、フォームよりご送信ください。

<お問い合わせページ> <https://cartaholdings.co.jp/contact-ir/>

<事前質問の受付期間> 2022年3月11日（金曜日）～2022年3月25日（金曜日）18時00分

※お問い合わせのタイトルは「株主総会事前質問」としてご質問をお願いします。

※株主総会に関連しないご質問や受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

3. 注意事項

- ・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ・上記1記載のログインページのURL及びパスワードを第三者に共有すること、ライブ配信された本総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社の定款の一部変更をお願いしたいと存じます。
提案の理由及び変更の内容は次のとおりであります。

1. 提案の理由

(1)令和3年の産業競争力強化法改正に基づき、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことから、当社定款第11条第2項を新設するものといたします。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主の皆様など多くの株主の皆様が出席しやすい制度として、株主総会の活性化・効率化・円滑化が見込めることや、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資するものであることから、当社の株主総会開催のあり方の選択肢の1つとして定款の変更を実施するものであります。なお、定款第11条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとしません。

(2)令和元年の会社法改正に基づき、株主総会参考書類等の電子提供措置が規定されることとなり、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられたことから、当社定款第13条を削除し、新たに第13条を新設いたします。また、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするために、当社定款第13条第2項を新設するものであります。なお、削除される規定の効力については附則を設けるとともに、当該附則は期間経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所を下線で示しております。)

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>② <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行	変更案
<p>(新設)</p> <p>第8章 附 則</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第8章 附 則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p><u>第50条 現行定款第13条の削除及び変更定款第13条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日（以下「施行日」という。）からその効力を生じる。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社のガバナンス体制の更なる強化を目的として、新任の社外取締役1名を含む取締役8名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1	宇佐美 進 典 (1972年10月12日) 【再任】	1996年4月 トーマツコンサルティング(株) (現 デロイト トーマツコンサルティング合同会社) 入社 1999年10月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 設立 取締役 2002年9月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 代表取締役社長兼CEO 2005年12月 (株)サイバーエージェント 取締役 2019年1月 当社 代表取締役会長 (現任)	1,986,935株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>1999年に当社を設立し2002年から当社の代表取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
2	にい ざわ あき お 新 澤 明 男 (1973年4月4日) 【再任】	1997年4月 ソフトバンク(株) 入社 1998年5月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 入社 2005年1月 同社 執行役 2010年1月 同社 代表取締役副社長最高執行責任者 2013年6月 同社 代表取締役社長最高経営責任者 2014年7月 同社 代表取締役社長最高経営責任者兼最高執行責任者 2015年6月 同社 代表取締役社長 2019年1月 当社 代表取締役社長 (現任)	15,801株
【取締役候補者とした理由】 1998年に(株)サイバー・コミュニケーションズに入社後、2010年から代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。			
3	なが おか ひで のり 永 岡 英 則 (1972年8月11日) 【再任】	1996年4月 (株)コーポレートディレクション 入社 2000年5月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 入社 2000年9月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 取締役CFO (現任) 2006年6月 豊証券(株) 社外取締役 (現任)	370,086株
【取締役候補者とした理由】 2000年に入社、同年から取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。2014年の当社の株式上場においてはCFOとして強いリーダーシップを発揮しております。当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
4	さいとう たろう 齋藤 太郎 (1972年11月24日) 【再任・社外】	1995年4月 (株)電通 入社 2005年5月 (株)dof設立 取締役 2009年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2014年12月 (株)VOYAGE GROUP (現 当社) 社外取締役 (現任) 2017年1月 (株)CC設立 取締役 (現任) 2020年6月 (株)ZOZO 社外取締役 (現任) 2020年6月 フォースタートアップス(株) 社外取締役 (現任) (重要な兼職) (株)dof 代表取締役社長	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>広告業界での豊富な知見に加え、事業会社での幅広い経営経験を有しており、当社の経営全般に対する助言が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって7年3ヶ月となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
5	たか しま こう へい 高 島 宏 平 (1973年8月15日) 【再任・社外】	1997年 5 月 (有)コーハイ (現 オイシックス・ラ・大地 (株) 設立 代表取締役 1998年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン 入社 2000年 6 月 オイシックス(株) (現 オイシックス・ラ・大 地(株) 代表取締役社長 (現任) 2011年 6 月 一般社団法人東の食の会 代表理事 (現任) 2018年 7 月 一般社団法人ウィルチェアーラグビー連盟 (現 一般社団法人日本車いすラグビー連 盟) 理事長 (現任) 2020年 3 月 当社 社外取締役 (現任) 2021年 4 月 公益社団法人経済同友会 副代表幹事 (現 任) 2021年 6 月 (株)ベネッセホールディングス 社外取締役 (現任) (重要な兼職) オイシックス・ラ・大地(株) 代表取締役社長	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>オイシックス・ラ・大地(株)の経営トップとして企業経営や企業統治に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する独立した立場からの助言及び提言が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
6	やま ぐち しゅう じ 山 口 修 治 (1966年1月4日) 【再任】	1989年4月 (株)電通 入社 2017年1月 同社 デジタルプラットフォームセンター局長 2019年1月 同社 執行役員 兼 デジタルビジネスセンターマネージングディレクター 2020年3月 (株)電通国際情報サービス 取締役(現任) 2020年3月 当社 取締役(現任) 2021年1月 (株)電通グループ 電通ジャパンネットワーク 執行役員 2021年1月 (株)電通 執行役員 2022年1月 (株)電通グループ 電通ジャパンネットワーク 執行役員 AX/CXプランニング統括(現任) 2022年1月 (株)電通 執行役員 データテクノロジー統括(現任) (重要な兼職) (株)電通グループ 電通ジャパンネットワーク 執行役員 AX/CXプランニング統括 (株)電通 執行役員 データテクノロジー統括	一株
【取締役候補者とした理由】 1989年に(株)電通に入社後、2019年より同社の執行役員として、デジタルビジネスセンターマネージングディレクターを務める等、豊富な業務経験、経営経験を有しております。グループ経営管理に関する幅広い経験、知識に基づいた有用な提言等をいただくとともに、電通グループとの協業推進にも貢献いただきたく、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
7	いし わたり まき こ 石 渡 万 希 子 (1972年5月21日) 【再任・社外】	1995年4月 UBS証券(株) 1998年9月 エル・ピー・エル日本証券(株) (現 PWM日本証券(株)) 2004年4月 ハートフォード生命保険(株) 2007年4月 フィデリティ投信(株) 2009年9月 (株)B4F 営業統括責任者、Co-Founder 2015年4月 Farfetch Japan(株) 代表取締役 2017年10月 Ignite Coaching and Consulting Pte. Ltd. Founder, Managing Director 2021年3月 当社 社外取締役 (現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング、人材育成・コーチングに精通しており、幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
8	わた なべ たかし 渡辺 尚 (1964年12月11日) 【新任・社外】	1989年4月 (株)テンポラリーセンター (現 (株)パソナ) 入社 1989年10月 (株)メディカルパワー (現 (株)パソナ) 出向 1993年12月 (株)人材交流システム機構 (現 (株)パソナキャリア) 出向 1997年4月 (株)パソナキャリアアセット(現 (株)パソナキャリア) 代表取締役社長 2010年3月 (株)パソナ 取締役副社長、 パソナキャリアカンパニー プレジデント 2010年8月 (株)パソナグループ 取締役 2018年8月 (株)パソナグループ 副社長執行役員	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>人材関連事業を中心とした企業経営やM&A、投資等に精通しており、当社の組織人材戦略をはじめ、採用、教育、研修等を含めた幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 齋藤太郎氏、高島宏平氏、石渡万希子氏、及び渡辺尚氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、齋藤太郎氏、山口修治氏、高島宏平氏、及び石渡万希子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、渡辺尚氏が選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、齋藤太郎氏、高島宏平氏、及び石渡万希子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、渡辺尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 山口修治氏は、過去10年以内において、当社親会社である㈱電通グループの業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職状況」欄に記載のとおりであります。
7. ㈱電通（2019年当時）は、2020年1月1日付で純粋持株会社に移行し、商号を㈱電通グループに変更しております。一方、候補者の略歴に記載した㈱電通（2021年1月時点）は、㈱電通グループの100%子会社である㈱電通を指しております。
8. ㈱VOYAGE GROUP（2018年当時）は、2019年1月1日付で純粋持株会社に移行し、商号を㈱CARTA HOLDINGSに変更しております。

取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者の氏名	取締役候補者が有する主な専門性・経験等						
	企業 経営	ファイナンス	M&A・ 投資	組織・ 人材	ガバナンス・ リスクマネジメント	広告・ マーケティング	デジタル・ テクノロジー
宇佐美 進典	●		●	●		●	●
新澤 明男	●		●	●		●	●
永岡 英則	●	●	●		●		
齋藤 太郎	●			●		●	
高島 宏平	●		●		●		
山口 修治	●					●	●
石渡 万希子	●			●		●	
渡辺 尚	●		●	●			

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役野口誉成氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名（うち社外監査役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職状況	所有する当社の 株式数
のぐち よしなり 野口 誉成 (1971年4月3日) 【再任・社外】	1996年4月 日本オラクル(株) 入社 2001年4月 Oracle Corporation 転籍 2006年4月 日本オラクル(株) 転籍 2014年12月 (株)VOYAGE GROUP (現 当社) 常勤社外監査役 (現任) 2016年6月 (株)ピーシーデポコーポレーション 社外監査役 (現任) 2017年8月 rakumo(株) 社外監査役 (現任)	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>世界有数のソフトウェア企業のグローバル内部監査に携わった経験があり、その知識と経験に基づく高い専門性により、2014年から当社の常勤監査役として監査を適切に遂行していることから、社外監査役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって7年3ヶ月となります。</p>		

- (注) 1. 野口誉成氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野口誉成氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、野口誉成氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、野口誉成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場について、(株)電通の調べによれば、2020年のインターネット広告費は、新型コロナウイルス感染症拡大による消費の低迷および広告出稿減少の影響を受けたものの他メディアよりも早く回復基調となり、2兆2,290億円（前年比5.9%増）となりました。

運用型広告費は、巣ごもり需要によってSNSやEC、動画配信サービスへの接触機会が増え、大手プラットフォームを中心とした運用型広告の需要が高まったことにより、1兆4,558億円（同9.7%増）となりました。また、マスコミ四媒体由来のデジタル広告費は、運用型広告の活用がさらに進み、803億円（同12.3%増）となりました。

こうした環境のもと当社グループでは、①メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリューションを提供する「パートナーセールス事業」、②広告配信プラットフォームを運営する「アドプラットフォーム事業」、③自社メディアや、EC・ゲーム・人材領域でのサービスを運営する「コンシューマー事業」の3セグメントにおいて事業を展開し、持続的な成長を実現するべく当社グループ全体での垂直統合を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高25,821百万円（前期比14.8%増）、営業利益4,973百万円（同43.6%増）、経常利益5,614百万円（同68.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,104百万円（同74.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

また、当連結会計年度より、組織再編に伴い、従来「アドプラットフォーム」セグメントに含まれていた一部の事業を「パートナーセールス」セグメントに区分を変更しております。そのため、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

①パートナーセールス事業

パートナーセールス事業では、メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供を行っております。運用型広告や販促・EC関連サービスへの取り組み、自社商材・ソリューションの販売拡大等による、新たな収益源の獲得に取り組むとともに、業務効率化の推進により既存事業の生産性を向上してまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるパートナーセールス事業の売上高は11,596百万円（前期比29.9%増）、セグメント利益は2,816百万円（同98.5%増）となりました。

②アドプラットフォーム事業

アドプラットフォーム事業では、運用型広告プラットフォームとして「Zucks」、 「PORTO」、 「テレシー」等の運営を、メディア支援サービスとして「fluct」等の運営を行っております。各プラットフォーム及びサービスにおける機能の向上・拡充に取り組むとともに、顧客企業の需要を取り込み、堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるアドプラットフォーム事業の売上高は7,549百万円（前期比6.8%増）、セグメント利益は1,844百万円（同16.0%増）となりました。

③コンシューマー事業

コンシューマー事業では、「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営に加え、EC領域、HR領域を強化領域として、中長期的に次の柱となる事業を生み出すべく積極的な投資を進めております。

この結果、当連結会計年度におけるコンシューマー事業の売上高は6,695百万円（前期比3.1%増）、セグメント利益は312百万円（同31.3%減）となりました。

<事業別売上高>

事業区分	第22期 (2020年12月期)		第23期 (2021年12月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
パートナーセールス事業	8,930	39.7	11,596	44.9	2,666	29.9
アドプラットフォーム事業	7,070	31.4	7,549	29.2	478	6.8
コンシューマー事業	6,494	28.9	6,695	25.9	200	3.1
セグメント間の内部売上高 及び振替高	△8	△0.0	△20	△0.1	△12	－
合計	22,487	100.0	25,821	100.0	3,333	14.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は767百万円で、主要なものはリモートワークの推進に伴い、新しい働き方を見据えたオフィススペース設計を目的として、当社連結子会社である㈱サイバー・コミュニケーションズの本社（東京都中央区）についてのオフィス戦略を見直し、既存フロアのリノベーションを実施したものであるものであります。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の連結子会社である㈱サイバー・コミュニケーションズは、新設分割により2021年7月1日を効力発生日として㈱CARTA COMMUNICATIONSを設立し、連結子会社といたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2018年9月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	28,518	26,158	22,487	25,821
経 常 利 益(百万円)	1,431	3,812	3,335	5,614
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,117	2,139	1,781	3,104
1株当たり当期純利益(円)	93.58	94.29	70.57	122.68
総 資 産(百万円)	16,794	50,621	49,259	55,376
純 資 産(百万円)	8,777	23,720	24,553	27,757
1株当たり純資産額(円)	717.22	921.43	967.47	1,070.34

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」といいます。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第21期の期首から収益認識会計基準等を適用しております。
2. 第21期は決算期変更に伴い、2018年10月1日から2019年12月31日までの15ヶ月となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2018年9月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高及び営業収益(百万円)	3,319	1,292	3,094	3,167
経常利益 又は経常損失(△)(百万円)	△105	140	2,641	2,075
当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	△10	125	2,630	2,134
1株当たり当期純利益 又は1株当たり(円) 当期純損失(△)	△0.85	5.55	104.23	84.37
総 資 産(百万円)	13,982	18,285	19,931	25,859
純 資 産(百万円)	4,737	11,719	13,711	14,935
1株当たり純資産額(円)	398.23	460.32	543.90	577.71

- (注) 1. 収益認識会計基準及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、第21期の期首から収益認識会計基準等を適用しております。
2. 第21期は決算期変更に伴い、2018年10月1日から2019年12月31日までの15ヶ月となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
(株)電通グループ	74,609百万円	52.42%	役員の兼任

(注) 当社は、(株)電通グループとの間で資本業務提携契約を締結しております。

業務提携の内容

当社と(株)電通グループは、以下の事項に関する提携・協力の可能性について協議し、その具体化に向けて合理的な努力を行ってまいります。

- ① デジタル広告領域全体（ブランド広告及びパフォーマンス広告）におけるプラットフォームの強化及び連携の推進による収益性の向上
- ② オフラインメディアのデジタル化・事業構築の支援・推進
- ③ 広告主からメディアまでの垂直統合による事業拡大、並びに新たな成長及び競争優位性の構築
- ④ 広告関連領域における独自ソリューションの強化及び業務効率化の推進
- ⑤ 事業領域を限定しない積極的な新規事業の検討及び拡大
- ⑥ 電通グループ内のシナジー及び資源の最適化の追求
- ⑦ ①乃至⑥に定めるほか、その可能性について協議すべき業務として、両社間で別途合意するもの

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)サイバー・コミュニケーションズ	490百万円	100.0%	持株会社 メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供
(株)VOYAGE GROUP	10百万円	100.0%	持株会社
(株)CARTA COMMUNICATIONS	98百万円	100.0% (100.0%)	メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供
(株)Zucks	20百万円	100.0% (100.0%)	スマートフォン向け広告配信プラットフォーム「Zucks」の運営
(株)fluct	25百万円	100.0% (100.0%)	SSP「fluct」の運営
(株)VOYAGE MARKETING	99百万円	100.0% (100.0%)	「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む計28社であり、持分法適用関連会社は9社であります。
2. 議決権比率の欄の () 内は間接保有比率であり内数であります。
3. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)サイバー・コミュニケーションズ	東京都中央区築地一丁目13番1号	9,007百万円	25,859百万円

4. (株)サイバー・コミュニケーションズは、新設分割により2021年7月1日を効力発生日として(株)CARTA COMMUNICATIONSを設立しました。これに伴い、(株)CARTA COMMUNICATIONSを重要な子会社に追加いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社では2019年2月14日に公表した4ヶ年の中期経営計画「CARTA 2022」における2022年12月期の経営目標として、利益指標のEBITDAを6,000百万円、資本効率性指標のROEを12%、株主還元指標のDOE（注）を5%とすることを掲げております。そのために、①事業シナジーの推進による収益力の強化、②電通グループとの協業推進による競争優位性の構築及び新しい収益機会の追求、③経営基盤の強化による生産性の向上へと、重点的に取り組んでいくこととしております。また、成長戦略としては、①既存事業の成長、②M&Aや投資による成長、③新領域への挑戦へと位置づけております。中期経営計画の初年度から3年目となる当連結会計年度までの業績は、それぞれ当初の計画を上回る実績となり、順調に進捗しております。

中期経営計画の最終年度となる次期連結会計年度においても、引き続き上記の重点的な取り組みや成長戦略を推し進めていくことで、2022年の経営目標を確実に達成していくとともに、2023年以降のさらなる成長の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

（注）DOE（自己資本配当率）：年間配当総額÷自己資本

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
パートナーセールス事業	メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供
アドプラットフォーム事業	広告配信プラットフォーム「Zucks」、SSP「fluct」等の運営
コンシューマー事業	「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営等

(6) 主要な事業所等 (2021年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

② 子会社

(株)サイバー・コミュニケーションズ	東京都中央区
(株)VOYAGE GROUP	東京都渋谷区
(株)CARTA COMMUNICATIONS	東京都中央区
(株)Zucks	東京都渋谷区
(株)fluct	東京都渋谷区
(株)VOYAGE MARKETING	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
パートナーセールス事業	661名	50名
アドプラットフォーム事業	294名	△5名
コンシューマー事業	150名	15名
全 社 (共 通)	162名	△15名
合 計	1,267名	45名

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。
3. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない部門に所属しているものであります。
4. パートナーセールス事業の使用人数の増減の主な要因は、主に当連結会計年度より、組織再編に伴い、従来「アドプラットフォーム事業」セグメントに含まれていた一部の事業を「パートナーセールス事業」セグメントに区分を変更したことによるものであります。そのため、アドプラットフォーム事業セグメントは若干の減少となりますが、上記の区分変更の影響を除くと増員しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名	9名増	43.5歳	12.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。
2. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。
3. 連結子会社である(株)サイバー・コミュニケーションズ及び(株)VOYAGE GROUPとの出向兼務者等については、人件費の負担割合に応じて使用人数を算出しております。
4. 平均勤続年数は、当社への出向者等については、出向元会社での勤続年数を通算しております。
5. 当事業年度における使用人数の増減の主な要因は、当社グループの経営管理機能の強化を目的として、連結子会社であり中間持株会社でもある(株)サイバー・コミュニケーションズ及び(株)VOYAGE GROUPからの出向兼務者の増員を行ったことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三井住友銀行	108百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,643,132株
- ③ 株主数 8,187名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率 (注)
	株	%
(株)電通グループ	13,441,506	52.42
宇佐美 進典	1,986,935	7.75
(株)日本カストディ銀行(信託口)	1,634,100	6.37
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	852,200	3.32
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) R E I E D U U C I T S C L I E N T S N O N T R E A T Y A C C O U N T 1 5 . 3 1 5 P C T	510,000	1.99
CARTA HOLDINGS社員持株会	453,913	1.77
永岡 英則	370,086	1.44
永井 詳二	368,800	1.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) R E U K A I A I F C L I E N T S N O N L E N D I N G 1 0 P C T T R E A T Y A C C O U N T	360,000	1.40
石橋 拓朗	252,000	0.98

(注) 持株比率は自己株式(2,234株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	7,513株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告35頁「2. (3)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2021年12月31日現在)

		第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2012年12月20日
新 株 予 約 権 の 対 象 者		当社の取締役及び従業員
新 株 予 約 権 の 数		88個
新株予約権の目的となる株式の数		52,800株
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新 株 予 約 権 の 払 込 金 の 額		無償
権利行使時 1 株当たりの行使金額		422円
権 利 行 使 期 間		2015年9月20日から 2022年12月29日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件		(別記)
役 員 の 保 有 状 況	区 分 (注2)	取締役
	新 株 予 約 権 の 数	20個
	新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 数	12,000株
	保 有 者 数	1名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。
2. 2014年3月27日付で行った1株を600株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使金額」は調整されております。

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
2. 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

② その他新株予約権等の状況
(2021年12月31日現在)

	第9回新株予約権
発行決議日	2019年2月14日
新株予約権の総数	3,110個
新株予約権の目的となる株式の数	311,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額 (新株予約権1個当たり)	1,487円
新株予約権の払込期日	2019年3月29日
権利行使時1株 当たりの行使金額	1,074円
新株予約権の行使期間	2021年4月1日から 2024年3月31日まで
新株予約権の行使により 株式を発行する場合 における増加する 資本金及び資本準備金	資本金 733円 資本準備金 733円
新株予約権の行使の条件	(別記)
割当先	当社の取締役 及び従業員

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
2. 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宇佐美 進 典	
代表取締役社長	新 澤 明 男	
取締役 C F O	永 岡 英 則	
取 締 役	齋 藤 太 郎	(株)dof 代表取締役社長
取 締 役	高 島 宏 平	オイシックス・ラ・大地(株) 代表取締役社長
取 締 役	山 口 修 治	(株)電通グループ 電通ジャパンネットワーク 執行役員 AX/CXプランニング統括 (株)電通 執行役員 データテクノロジー統括
取 締 役	石 渡 万 希 子	Ignite Coaching and Consulting Pte.Ltd. Founder, Managing Director
常 勤 監 査 役	野 口 誉 成	
監 査 役	茂 田 井 純 一	(株)アカウンティング・アシスト 代表取締役
監 査 役	曾 我 有 信	(株)電通グループ 取締役執行役員

- (注) 1. 取締役齋藤太郎氏、高島宏平氏、石渡万希子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野口誉成氏、茂田井純一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役茂田井純一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役齋藤太郎氏、高島宏平氏、石渡万希子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役野口誉成氏、茂田井純一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 取締役石渡万希子氏は、2021年12月をもってIgnite Coaching and Consulting Pte.Ltd.のFounder, Managing Directorを退任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役、社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としておりません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役、並びに子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社が保険料を全額負担する条件で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて補填いたします。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、社外取締役を含む非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む。）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業務執行の成果に対する意識を高めるため、取締役会で決定する業績指標を反映した現金報酬、譲渡制限付株式報酬及び株式報酬としての募集新株予約権となります。

現金報酬及び譲渡制限付株式報酬は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。目標となる業績指標の値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

株式報酬としての募集新株予約権は、有償発行の業績連動型新株予約権とし、定期的な発行はしないものとし、経営上の必要に応じて、当社の取締役会（法令により求められる場合は当社の株主総会）にて、当該募集新株予約権の発行、及びその内容を決定します。

2. 金銭報酬の額又は業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む。）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会にて報酬体系を定め、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長の合議により、当該報酬体系の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長宇佐美進典及び代表取締役社長新澤明男がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各事業年度の業績指標の目標値の決定、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与（業績連動報酬等のうち、現金報酬及び譲渡制限付株式報酬）の評価配分とします。なお、業績連動報酬等のうち、株式報酬としての募集新株予約権は、取締役会にて取締役個人別の割当数を決定します。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 等 報 酬		
取締役 (うち社外取締役)	90 (9)	56 (9)	34 (-)	8 (3)	
監査役 (うち社外監査役)	7 (7)	7 (7)	- (-)	2 (2)	
合 計 (うち社外役員)	98 (17)	64 (17)	34 (-)	10 (5)	

- (注) 1. 上表には、2021年3月27日開催の第22回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上表には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として計上した額0百万円を含んでおります。
3. 上表には、当事業年度中に役員に対する譲渡制限付株式報酬費用として計上した額7百万円を含んでおります。
4. 上表には、当事業年度中に役員に対する権利確定条件付き有償新株予約権の権利確定に伴う株式報酬費用として計上した額19百万円を含んでおります。
5. 取締役のうち、山口修治氏に対しては、役員報酬等を支払っておりません。
6. 監査役のうち、曾我有信氏に対しては、役員報酬等を支払っておりません。
7. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
8. 業績連動報酬等に係る指標は営業利益であり、当事業年度における目標値は38億円で達成率は130%でした。当該指標を選択した理由は、業務執行の成果を測る指標として適切と考えられるためです。業績連動報酬は、当該指標の目標値及び目標の達成度合いによる変動率を取締役会の決議により予め決定し、当該指標の実績値をもって業績連動報酬の総額を決定しております。
9. 取締役の報酬は、2014年3月27日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額200百万円以内と定めております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。また、監査役の報酬は、2009年8月31日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額20百万円以内と定めております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

10. 当社は、2017年12月9日開催の第19回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、業績連動報酬の一部及び当社の企業価値向上のための中長期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）としております。本制度に係る報酬枠を現在の報酬枠の内枠として設定することにつき、株主の皆様へ承認を頂いております。なお、当該株主総会終結時点において、対象取締役の員数は5名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役齋藤太郎氏は、(株)dofの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高島宏平氏は、オイシックス・ラ・大地(株)の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役石渡万希子氏は、Ignite Coaching and Consulting Pte. Ltd.のFounder, Managing Directorであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役茂田井純一氏は、(株)アカウンティング・アシストの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 齋 藤 太 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 高 島 宏 平	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 石 渡 万 希 子	2021年3月27日に選任されてから、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 野 口 誉 成	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、内部監査の豊富な経験と知識に基づき、必要な発言を行っております。
監査役 茂 田 井 純 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な見地から、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、取締役からの資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人が解任された旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。事業成長や資本効率の改善等による持続的な企業価値の向上に努めるとともに、継続的な安定配当及び機動的な自己株式取得を実施していくことを株主還元の基本方針としております。配当額に関しましては、DOE（注）5%を目安に決定し、長期安定かつ継続増配としていくことを目指しております。自己株式取得に関しましては、東京証券取引所の新市場区分における「プライム市場」の上場基準のひとつである流通株式比率35%の維持を目安として、実施していくこととしております。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当期の剰余金の配当については、1株当たり51円（うち中間配当25円）とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

（注）DOE（自己資本配当率）： $\text{年間配当総額} \div \text{自己資本}$

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,513	流動負債	26,280
現金及び預金	21,031	買掛金	16,899
売掛金	18,349	資産除去債務	162
有価証券	175	賞与引当金	1,237
商品	50	役員賞与引当金	9
貯蔵品	288	ポイント引当金	466
その他	2,675	預り金	3,444
貸倒引当金	△56	未払法人税等	1,356
固定資産	12,863	一年内返済予定の長期借入金	117
有形固定資産	1,290	その他の	2,587
建物	1,056	固定負債	1,339
工具、器具及び備品	216	長期借入金	63
リース資産	16	資産除去債務	238
その他	1	繰延税金負債	725
無形固定資産	4,689	その他の	312
のれん	1,836	負債合計	27,619
その他	2,853	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,883	株主資本	26,002
投資有価証券	5,235	資本金	1,410
繰延税金資産	229	資本剰余金	12,337
その他	1,423	利益剰余金	12,255
貸倒引当金	△6	自己株式	△0
資産合計	55,376	その他の包括利益累計額	1,441
		その他有価証券評価差額金	1,428
		為替換算調整勘定	13
		新株予約権	122
		非支配株主持分	190
		純資産合計	27,757
		負債・純資産合計	55,376

連結損益計算書
(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	25,821
売上原価	2,620
売上総利益	23,200
販売費及び一般管理費	18,227
営業利益	4,973
営業外収益	
受取利息及び配当金	69
投資事業組合運用益	184
為替差益	310
雑収入	115
その他	10
営業外費用	
支持分法による投資事業組合運用損失	1
投融資事業組合運用損失	27
経常利益	20
特別利益	
投資有価証券売却益	258
その他	1
特別損失	
固定資産除却損	78
投資有価証券売却損	56
投資有価証券評価損	277
持分変動損	11
減損	297
その他	1
税金等調整前当期純利益	723
法人税、住民税及び事業税	2,381
法人税等調整額	△354
当期純利益	5,151
非支配株主に帰属する当期純利益	3,124
親会社株主に帰属する当期純利益	19
	3,104

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,490	流 動 負 債	10,923
現金及び預金	9,512	関係会社未払金	123
関係会社未収入金	1,611	関係会社短期借入金	9,748
関係会社短期貸付金	5,108	未払法人税等	812
そ の 他	257	役員賞与引当金	9
固 定 資 産	9,368	そ の 他	230
有 形 固 定 資 産	52	負 債 合 計	10,923
工具、器具及び備品	52	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	9,315	株 主 資 本	14,813
関係会社株式	9,038	資 本 金	1,410
繰延税金資産	22	資 本 剰 余 金	10,233
そ の 他	254	資本準備金	10,225
		その他資本剰余金	7
		利 益 剰 余 金	3,170
		その他利益剰余金	3,170
		繰越利益剰余金	3,170
		自 己 株 式	△0
		新 株 予 約 権	122
		純 資 産 合 計	14,935
資 産 合 計	25,859	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,859

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		
関係会社受取配当金	2,447	
経営指 導 料	720	3,167
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,134	1,134
営業利益		2,032
営業外収益		
受取利息	41	
法人税等還付加算金	6	
その他	0	48
営業外費用		
支払利息	2	
その他	3	5
経常利益		2,075
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
税引前当期純利益		2,076
法人税、住民税及び事業税	△45	
法人税等調整額	△12	△57
当期純利益		2,134

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社CARTA HOLDINGS
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 健太郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新 垣 康 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CARTA HOLDINGSの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CARTA HOLDINGS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社CARTA HOLDINGS
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 健太郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新 垣 康 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CARTA HOLDINGSの2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議システムやチャットツール等の手段を活用し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社CARTA HOLDINGS 監査役会

常 勤 監 査 役	野 口 誉 成	Ⓔ
監 査 役	茂 田 井 純 一	Ⓔ
監 査 役	曾 我 有 信	Ⓔ

(注) 監査役のうち、野口誉成及び茂田井純一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第23回 定時株主総会 会場ご案内図

会場

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスト15階
当社会議室

交通のご案内

- ・JR山手線/JR埼京線/JR湘南新宿ライン/東京メトロ銀座線/
東京メトロ半蔵門線/東京メトロ副都心線/東急東横線/
東急田園都市線/京王井の頭線
各線 「渋谷駅」徒歩6分

新型コロナウイルスの状況に鑑み、株主の皆様を最優先とし、株主の皆様におかれましては、事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日の健康状態に関わらず、ご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。株主総会の模様は、株主の皆様へインターネットによるライブ配信を実施させていただきます。

